

令和2年3月11日
(水曜日)

令和2年 第2回幌延町議会（定例会）
会議録 第2日目

議 事 日 程

- 開 議 宣 告
- 1 会議録署名議員の指名
 - 2 一 般 質 問
(令和3年度幌延町各会計予算審査特別委員会)
 - 3 発議第1号 懸案事項促進要望のための議員派遣について
 - 4 発議第2号 閉会中の継続調査について
 - 5 報告第1号 令和3年度幌延町各会計予算審査結果報告について
(追加日程)
- 閉 会 宣 告

本日の会議の順序

- 開 議 宣 告
- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- ” 2 一 般 質 問
- 休 憩 宣 告
- 開 議 宣 告
- 日 程 第 2 一 般 質 問
- 休 憩 宣 告
- (令和3年度各会計予算審査特別委員会)
- 開 議 宣 告
- 日 程 第 3 発 議 第 1 号
- ” 4 発 議 第 2 号
- ” 5 報 告 第 1 号
- (追加日程)
- 閉 会 宣 告

出席議員（7名）

議 長	8 番	高 橋 秀 之
	7 番	西 澤 裕 之
	1 番	高 橋 秀 明
	2 番	佐 藤 忠 志
	3 番	斎 賀 弘 孝
	4 番	植 村 敦
	5 番	無量谷 隆

欠席議員（1名）

	6 番	吉 原 哲 男
--	-----	---------

出席説明員

町 長	野々村 仁
代 表 監 査 委 員	成 田 義 弘
副 町 長	岩 川 実 樹
教 育 長	木 澤 瑞 浩

総 務 財 政 課 長	藤 井 和 之
住 民 生 活 課 長	早 坂 敦
保 健 福 祉 課 長	村 上 貴 紀
企 画 政 策 課 長	藤 田 秀 紀
産 業 振 興 課 長	山 本 基 継
建 設 管 理 課 長	島 田 幸 司

教 育 次 長	伊 藤 一 男
---------	---------

総務グループ主幹	伊 藤 崇
----------	-------

国民健康保険診療所事務長事務取扱	(岩 川 実 樹)
------------------	-----------

農業委員会事務局長	(山 本 基 継)
-----------	-----------

選挙管理委員会事務局長	(藤 井 和 之)
-------------	-----------

総 務 係 長	渡 邊 智 民
---------	---------

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	藤 田 秀 紀
主 事	満 保 希 来

議 長 高 橋 秀 之 君

おはようございます。

本日の出席議員は7名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付されているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第125条の規定に基づき、議長において、4番植村敦君、5番無量谷隆君を指名します。

日程第2 「一般質問」を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します

1 番 高 橋 秀 明 君

第2回幌延町議会定例会一般質問通告者、高橋秀明です。これから質問を申し上げたいと思います。

小中学校児童生徒通学路交差点への防犯カメラ設置について。

(株)サロベツ会館駅前本館では、壁に防犯カメラ4台を設置しています。12月初旬に最終工事が終わったのですが、幌延派出所を通じて、旭川方面天塩警察署生活安全課に連絡を入れてもらいました。

このことは駅前で交通事故があった時などにモニターを見て、リアルタイム動画を見る事が出来る事や、かつて駅舎内に当時の中学生が数名侵入し、内部が荒らされた事もあり、天塩警察署に見てもらい、便宜上確認してもらおうと思いましたが。12月24日、天塩警察署の方が来社し、事務所にあるモニターを確認していました。

警察は豊富町での防犯カメラ設置の取り組みを話され、幌延町においても児童や生徒の通学の安全の為、設置を働きかけてほしいと何度も言って帰りました。

このことについての町の考えを聞かせてください。

続きまして、企業誘致条例制定について。

先日副町長に企業誘致条例についてお話したところ「具体的な数字を条例の中に盛り込む事は、指摘されたときに必ず守らねばならない制約になりうる」との発言がありました。

確かにその通りだと思いました。これは周辺の市町村を見てわかるのですが、条例にかかっている金額を見ると固定資産税免除の他は金額は多くはなく、5年から10年ほど前に作られた条例がほとんどでした。

僕が数年前、東京ビッグサイトの展示会の中で石狩湾工業地帯と小樽市共同ブースがあり、立派なパンフレットをいただきましたが、特に小樽市では企業誘致には、至っていないとの報道もありました。

今後、幌延町においては、企業誘致条例を制定するつもりはあるのでしょうか。企業誘致には、ある程度の土地が必要となります。土地の問題や担当する部署の新設を含め、ご答弁をお願いいたします。

北海道ワイン教育研究拠点構想について。

朝日新聞の2月中旬の朝刊に下記の記事を見つけました。

『道内に47あるワイナリーを食と観光・文化を発信する拠点として、新規参入も支援し、北海道を世界有数のワイン産地とすることを目指す。4月から寄附講座「北海道ワインのヌーベルバーク研究室」が始まる。ニトリホールディングスやコープさっぽろなどが合計6千万円を提供し、3年間の予定で開講する。北大との国内外の研究者の他、道職員やワイナリーを携わり授業や実地研究を行う。』

以上のことは今、ワイン用ブドウ栽培に取り組んでいる幌延町にとって、大変魅力ある取り組みと思いますが、わが町として関係する職員をこのカリキュラムに入れる考えはあるのでしょうか。

町 長 野々村 仁 君

高橋議員の御質問にお答えします。

1問目の小中学校児童生徒通学路交差点への防犯カメラ設置に関する御質問につきましては、後ほど教育長よりお答えいたします。

それでは2問目の企業誘致条例の制定に関する御質問ですが、企業誘致につきましては、現在策定を進めております、第6次幌延町総合計画において、基本目標の一つとして掲げた、活力とにぎわいをつくるための基本施策として掲げており、企業誘致及び起業の促進を図るため、幌延町、商工会など関係機関との連携のもと、新規開業事業継続への積極的支援のほか、後継者や従業員確保と育成を目的に、施設等ハード整備費などに対し、最大50%、1千万円を補助する振興促進補助制度。機械設備等ソフト事業費などに対し、最大50%、500万円を補助する経営力向上補助制度。新規従業員の雇用事業者に対し、最大110万円を補助する雇用促進補助制度。従業員を作業資格など取得させる事業者に対し、最大20万円を補助する人材育成補助する制度などを整備しております。

これらの制度は、予定を含む商工会への登録を条件に町外からの新規参入の支援についても視野に入れたものであることから、受入れに係る支援体制は整えていると認識しております。

また、町内特定事業者における事業用土地、建物や設備の新設などに対し、固定資産税を3ヵ年度分、免除する特定事業用設備新設等地域活性化に関する条例を定めているほか、中小企業や小規模事業者などが、労働生産性の向上を目的とした設備の取得などに対し、固定資産税額を0とすることができる先端設備導入計画について、国の認定を受けており、これらの制度は、新規参入への支援に対応していることから、税負担の軽減に係る支援体制についても備えているものと認識しております。

企業の誘致につきましては、事業規模の大小に関わらず、幌延町に活力とにぎわいをつくる大切な要素と認識しておりますので、現状把握や課題共有を図る体制づくりの検討など、関係機関連携のもと、総合的に議論を重ねていければと考えております。

次に、3番目の北海道ワイン教育研究拠点構想に関する御質問ですが、ワイン用ブドウの試験栽培につきましては、山林資源の有効活用検討の一環として取組を始めた、幌延町産ミズナラ樽の試験製造に並行して、平成29年度からトナカイ観光牧場敷地において、試験栽培を開始いたしました。

積算温度の低い地域でのブドウ栽培は、困難かつ果実を一定量収穫できるまで、相当の期間を要することに加え、専門的見地から、生育を注視する必要があることから、北大天塩研究林との包括連携協定のもと、果樹栽培に精通した研究林職員から随時指導を受けており、小規模試験栽培ではあるものの、将来的な果実の活用方法などについては検討を進める必要があると考えておりますが、現時点において、当該講座に職員を受講させる状況や段階でないと考えております。

しかしながら、近年、北海道は国内有数のワイン産地として注目されつつあることなどを踏まえ、現在取り組んでおります、試験栽培を通じ、積雪寒冷地における成功及び果実の収穫量や糖度など、栽培適性の把握に努めてまいります。

教育長 木澤 瑞浩 君

高橋議員の1問目、小中学校児童生徒通学路交差点への防犯カメラ設置についての御質問についてお答えいたします。

初めに、議員におかれましては、町内児童生徒の通学路の安全対策に御高配を賜り、感謝申し上げます。

さて、教育委員会及び各学校における通学路の安全対策では、PTAや教職員並びに地域の方々による定期的な登下校時の街頭指導を行うとともに、幌延町通学路安全推進会議により、年2回程度、通学路の合同点検を実施し、危険個所の洗い出しと改善に向けた取組を行い、安全性の向上を図っております。

また、町長部局においても、この幌延町安全で安心なまちづくり推進協議会を中心に、関係機関連携のもと、交通安全等の各種事業や啓発活動を行っており、更に街路灯の整備、防犯灯の増設やLED照明の切替えによる照度の確保など、防犯対策にも取り組んでおります。

現時点では、通学路交差点への防犯カメラの設置予定はございませんが、自治体が設置する防犯カメラについては、町長部局と相談の上、進めていきたいと考えています。関係機関との連携を図り、引き続き安全で安心な通学路の確保に取り組んでまいります。

1 番 高橋 秀明 君

それでは質問が3つありますので、ひとつひとつ、区切りをつけていきたいと思っております。

まず今、教育長が答弁されました防犯カメラなんですけども、先週の金曜日にですね、豊富町の議員さんを通じて、それ以前に防犯カメラの設置する地図を教育委員会から豊富町ですね、いただいていたんですけども。実際豊富町の議員に案内されまして、教育委員会に行ってきました。今町民センターに恐らく豊富町の本庁が狭いので、別のところに事務所がありました。

そこに行って聞いた中ではですね、教育委員会関係職員に対応していただきました。

実際に防犯カメラを豊富町につけるには、対応していただいた職員が陣頭指揮をとって警察との連絡を取りながら進めていたようなんですけども。

付ける目的、時期ですね。ちょうど新聞にも載りましたが、車で来た町外の方が、学生や生徒に声をかける、そういうことが続いたことがありました。そういうものにも対策になるということで、国道には付けるためには、いろいろ制約がありまし

て、防犯カメラ、何か所か民間でもつけてるところがあるので、そこを外してほかのところは何カ所につけたということなんです。総額の総事業費もいただきました。290万ほど税込みでかかっております。

豊富町の例としては、いろんな方法があるんですけども、数台をつけてあと1年ごとに増やしていく方法をとろうとしたけれども、事業費がある程度余裕があったので、半分ぐらいを残して、もう設置が全部終わったって言ってました。数台のカメラ、2方向に見れるようにしてるというんですね。

それで幌延町、私、こういうことで質問はしますけども、アドバイスのなものを、そういう言葉が使わなかったかもしれないけど、ちょっといただくかなと思って言ったときには、無理に全部いっぺんに付ける方法もあるけども、予算もあるでしょうから、最初半分ぐらいつけて、あと徐々に増やしていく方法もあるよということ。

8日の日に今度警察の安全課に行きまして、警察官の方と面会してきました。

この前任者、その前の前任者の係長時代にですね、この話が警察のほうから豊富町のほうに行って、部署は教育委員会にしたほうがいいんじゃないかってことで、話し合いを進めて、ようやく設置に漕ぎついたちゅうことなんです。

これ刑事の立場でいろいろ教えてくれたことは、犯罪する側ですね、やはりそのそこに防犯カメラがあるかどうか確認して、そこからあるところでは犯罪は起こさないんだと。そして例えばですけども、盗人っていうか、物取りに入る場合は、何回も行って、そしてその時間体に誰もいないってことを確認して、そういうふうにするんだと。

私がいろいろ話してる中で、言われたのは幌延町もですね。これから各種事業、町外からいろんな人が入ってきて、そういうときの防犯にもつながるんじゃないかということで、これ以上の答弁といいますか。町教育長側からの答弁はないものとは思いますが、数年かかってもいいですから、少しずつ設置していただければと思います。

私自身も駐車してる車の状態を見るために、自分家に付けて、4台とは言いましたけども実際は11台稼働して、それは厨房を映すのとかのものもあるんですけども、裏のほうを映すとかあります。約150万ぐらい。30万以下だと経費で落ちるものですから、儲かったなあと思ったときにですね。30万ずつをセーフティ&セキュリティという東京本社の子会社、札幌に支店があるんですけども、そこに依頼して少しずつ、増やしてきたのが現状であります。

続きまして、企業誘致条例の制定の件です。

町長の答弁の中で広い土地が必要だから、その土地を用意できるかっていうことに対して、なかったんですけども。私、議員になる前からですね、いろんな話の中で、幌延で深地層研究センターの前にですね、高レベル放射性廃棄物の話があった頃に、農機具メーカー、営業所とかをね、天塩大橋に繋がる道道沿いに造りたいと。数社がお願いしてきて、恐らく名前的には、有名な販売店といいますか、農機具メーカーがあったと思います。

やはり土地がないということで、これ農協も町もその当時ですね。協議して断ってきたと。そういう話を聞いています。

私としては、そんなガセネタではないとは思ってるんですけども、そういうことが

実際あるのか。その言ってる方がですね、幌延町、町が間に入れば、確かに農地法とかでいろいろ制約があるのは知ってますけども、スムーズに行く場合もあるということで。残念なのは、やっぱりそういうせっかく今豊富町で結構何軒あるような農機具メーカーが、土地さえあれば、もしかして幌延でやるぞと言ってくれたんじゃないかっていうことを考えると、非常に惜しいものがあります。

もう一つ、言おうとしたことがありまして、企業誘致を進める上で、町部局で相手方と折衝する。これ今のやり方で、先日、野々村町長がですね、町政懇談会の中で、ぎりぎり良い所まで行ったんだけども、残念なこともこういうわけであったと。ですからそういう話をですね、商工会側、我々だって守秘義務は守ります。私は商工会の役員でないんでこういう言い方変なんですけども、商工会の役員である人は守秘義務必ずあると思います。そういうところの意見を聞くというような考えはないのか。

次に、3つ目のですね、ワインの拠点構想。これ急な話なんで、例えばですね、職員の派遣は難しいなというのも、わからないわけではないんですけども、これからもいろんな講座といいますか、農業に関するいろんなイベント、札幌東京方面であると思います。先日延期になった。アグリフード何とかという、数年に渡って毎年開かれている、札幌の大通のビルの何階であるんですけども。これはですね、将来の農業をどうやってやるかということで、いろんな革新的なことを講座として持ってきたり、いろんなブースでいろんな企業が展示とか行ってます。

恐らくほかの町、一村一品というか、特産品を農業生産物で作っている市町村は、かなり多くの方が参加してるんじゃないかと思われま。将来的に、今コロナの時期で、こういうイベントに近いものも少ないかもしれないですけども、将来的にこういうことが行われたときに、職員の方を派遣していただけるのか。私は自費でも、行きたいと思ってます。これについて御答弁をお願いしたいと思います。

教 育 長 木 澤 瑞 浩 君

1 問目の豊富町さんの防犯カメラの件についてですけども、私もですね、経緯と内容についてはお聞きしております。

議員御承知のとおり、防犯カメラにつきましては、多数の映像またリアルタイムで記録等ができることから、防犯対策の活用や防犯の抑止効果が期待されるということは、認識しております。

しかし一方でですね、不特定多数の住民を撮影するため、プライバシー権等を侵害するおそれもあり、慎重な運用が必要であると考えております。

また、防犯カメラの管理方法は各自治体の判断に委ねられておるのが実情であります。そのため、それぞれの自治体は、防犯カメラの管理方法を規定などして、設置場所を公開するなどまたして、住民の理解をですね、十分に得ながら、防犯のカメラの設置、管理運用等を行っております。

そのことから、町長部局と相談の上、答弁させていただきますということで御理解をいただきたいなと思っております。

町教育委員会としましても、通学路の安全対策については、防犯カメラを含めまして、幌延町通学路安全推進会議、またPTA等と関係機関と協議を進めていきたいと考えております。

町 長 野々村 仁 君

議員御指摘御質問にお答えをさせていただきます。

まず以前そういう土地がなくて、そういうことになった可能性もあるもったいない話だということでございます。

それぞれ、やっぱりその時点でそういう経済状況がそういう時期に差しかかった時点では事が大きく、やっぱり差がついてしまったんだろうなと思いながら、先ほども答弁をさせていただきましたけれども、町内の企業者や、それぞれ新規に入ってくる方も、条例は無いものの条例と同等以上の施策を盛り込んだ形になっている。これまでばらばらで見辛かったということも、今ホームページ上でも、ひとまとまりで見られるように、今、工夫をして、企業誘致条例という名前一つに括らされたものではないにしても、それが一つまとまりで見られるような工夫等をして、今のところ進めているところでもあります。

条例と謳いつつ、本当に土地もないという話では、やっぱりどうにもなりませんので、条例等を作るときに、またそういう企業団地をつくるのかということも含めて、今後、議員の皆様方と相談をしながら、それに向けてしていく。当面は、今、町内の企業者についても、新規参入者についても、先ほど答弁させていただいた中身の中で、対応ができるものと、今のところ私ども考えてございます。

新規に工業団地等の設立をして、どのような形になるかということも含めて、それぞれ関係機関の皆様方、先ほども商工会にも相談をしてくれたらということもございますし、関係機関皆様と今後知恵を絞りながら、中身は大体出来てるんで、そこにどう続けて、こういう条例制定に向けてどのような整備をしていくかということ、皆さんと議論していければと思っております。

別段、前段に私がお話をした企業誘致のところで、駄目になったところも、内緒にしてたわけでもないです。ある程度筋道が通れば、皆様にそれぞれ御報告をしたいところだったんですけども、土地とか条件とかではなくて、販路。材料を搬入して、製品を作って持ち出すこと自体のコストが高過ぎるということで断念をされたということで、こちらで何の条件提示も出来なくてボツになったとかではない話です。やはり材料を運んできて、ここで加工して、それから更に大都市に売りに出るといったことの運送経費自体を考えると、ものすごいコストになるということ。

それと雇用の面で、以前なら、仕事がなく、たくさんこのパートで働いてくれる方々がおられたというのも、現時点、この近年含めて、なかなかパートでそういう従業員を数多く集めること自体が、こういう地方でも難しくなってきたということも含めて、やはり大都市の付近のほうがいいんだろうということで、その時点では駄目になったという経過でもございます。

いずれにしても、この企業誘致の部分に関しては、皆様と今後この先も議論をしながら、条例制定に向けて、どのような整備をすること自体で進めていくかっていうのは議論してまいりたいなと思っております。

またワインのほうにつきましても、本当にそういう機会があれば、そういう職員の研修だったり、そういうこと自体では、やはり進めていくべきところがあるんだろうと私自身も考えてますし、この先ほど言われた研究自体も、元々この樽をつくるワイ

ンを地場でつukれないかということ自体が、経産省が発信をした元々、北海道ワインアカデミーというところがきっかけで、そこでたまたま我々と出会い、樽に進み、試験栽培ブドウの栽培ができるんじゃないかとかという、そういうところのきっかけが出来たところの、ここから進んで、今のヌベルパーク、新しい風というフランス語だそうですけども、そういう拠点、研究を北大が民間の出資をいただきながら、進めていくという発展になってるということで、丸々全然縁のないものではなくて、大体繋がっているものではあるんだと私自身も思っています。そういうところの研修を終えた方々を、また職員として迎え入れることも含めて、今後そういう形が少しでも一歩でも進むような形が取れば、より効果的かなという、そういう気がしております。

議 長 高 橋 秀 之 君

1 番、高橋議員。質問は3問一緒じゃなくて、一つひとつ質問していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

1 番 高 橋 秀 明 君

あとそんなにないので大丈夫だと思います。

一つだけワインのことですね。

私たちは町会議員が先日、猿払の例のお墓を視察に行った帰りにですね、トナカイ牧場で見ました。ちょっと驚いたのは余りにも小粒なのと、量が少ない。

そして、この記事にもう一つありましてね。これ米と同じ考えですね、だんだん北半球、こちらのほうがね。栽培に適したところになってくるので、これからブドウも恐らくというような考えもあると思います。そして、幌延ワインっていう名前を使うためには、樽だけじゃ駄目で、中身ですね。だから私、一町民としても個人としても、できるだけ多くのブドウを栽培していただいて、1年でも早く樽にびっしり詰められるだけのものを、用意していただきたいと思います。

私の質問は以上で終わらせてもらいます。どうもありがとうございました。

議 長 高 橋 秀 之 君

答弁はよろしいですか。

(高橋秀明議員「はい」)

これにて1番、高橋秀明君の質問を終わります。

次の質問を行います。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

3番、斎賀弘孝。通告に沿って質問いたします。

町政執行方針英語教育について。

町長は町政執行方針の中で、今年度の主な施策をあげています。

5つのまちづくり施策大綱の中の3つ目「健やかな暮らしを共にささえる」で、結婚、出産、子育て支援の充実について伺います。

放課後児童保育の安定的運営のため、スタッフ確保に努め、英語教育、自然体験学習、リズム教育などを幼児期とおして育まれてきたことが、小学校の学習に円滑に接続させるよう、小学校と連携を図りたいと話されています。

そして、教育行政執行方針では、特色ある教育の推進の学校教育の中で、外国語教育

では、指導体制の充実を図り、小学校では「小学校英語 de トライ」、中学校で「英検 I B A」に取り組みたいとしています。

また、生涯学習の観点から、一般町民を対象として「英語教育」の開催をあげています。

そこで伺います。幼児期の英語教育はどのような内容か。2点目、これまでの一般町民を対象とした参加者は何名いるのか。3点目、英語教育に慣れ親しんでもらうために、何か幌延町ならではの行事等、何か行動、体験は考えないのか、伺います。

幌延町移住定住促進各種事業について。

定住人口の増加を図るために、持ち家住宅新築、改修および取得に対する費用に補助制度があるが、この制度の利用状況を伺います。

1点目、これまでにどのくらいの利用者がいたか伺います。2点目、その補助はどのくらいの金額になるのか伺います。3、申請者はみんな、利用できたのか伺います。4、申請を認めなかった方々への事業案件の緩和を考えないのか伺います。5点目、第6次総合計画において、令和6年度目標に地域おこし協力隊の農業関係者導入延べ人数を5人としていますが、どのような業務内容を想定しているのか伺います。また、協力隊として任務終了後、どう幌延町に移住定住してもらうのか伺います。

町 長 野々村 仁 君

斎賀議員の御質問にお答えします。

1問目の町政執行方針、英語教育についての1点目。幼児期の英語教育はどのような内容かとの御質問ですが、認定こども園では、平成27年度の開設当初から、幼児教育の一環として、3歳以上児を対象に、年10回、英語講師との交流の場を設け、英語の歌や絵本、ゲームなど、2時間程度の遊びを通して、英語に親しんでいるほか、A T L、プログラムを活用した交流遊びを年13回実施しております。園児が異文化やネイティブスピーカーから生きた言語に直接触れることで、自然に英語に興味や関心が目標進めております。

また、問寒別駅中保育所では、平成28年度からこども園と同じ内容で、英語講師との交流を1から3回、A L T活用した交流遊びを年9回実施しております。

2点目の一般町民を対象とした事業の参加数及び、3点目の英語教育になれ親しんでもらうための幌延町ならではの行事等に関する質問につきましては、後ほど教育長からお答えいたします。

次に、2問目の幌延町移住定住促進各種事業に関する御質問ですが、議員御承知のとおり、町では、平成28年度に幌延町、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく取組として、定住人口の増加を図るため、居住のための持家住宅の新築、改築及び取得を奨励し、福祉の向上と地域経済の発展に寄与することを目的として、幌延町定住促進持家住宅建設奨励等条例を制定しております。

条例では、補助対象住宅として、幌延町内に存在する住宅であることや、必要な資格等を有する者が施工する住宅であることなどを規定するとともに、補助対象者として、本町の住民基本台帳に登録されているもの、または本町に居住しようとするものであることや、補助申請者及び同居者の家族に公租公課の滞納がないことなどを規定しております。

また、補助金額については、建設費に要する費用に、100分の20を乗じて得た額とし、新築は300万円。改築150万。取得は100万円を限度としております。なお、新築及び改修を本町に本店または支店を有しない建設業者により施工した場合は、それぞれの限度額に100分の80を乗じて得た額を限度としております。

さて、1点目の、補助制度利用者の利用者数及び2点目の補助金額の補助金額に関する御質問ですが、平成28年度から令和2年度までの交付決定件数は、104件、補助金額決定額は、6,696万4千円となっております。

3点目の申請者は全て補助制度を利用出来たのかとの御質問については、平成28年4月1日の補助制度運用以来、これまで104件全ての交付申請に対し交付決定をしておりますが、うち2件については、申請者都合により、工事の中止と、申請者の届出により交付決定後に決定を取消した事例がございます。

4点目の申請を認めなかった方々の要件緩和を考えないのかとの御質問ですが、先ほど申し上げましたとおり、申請書を受理した全ての案件について、交付を決定しておりますので、申請後の審査段階において、補助の対象と認めなかった事例はございません。

引き続き、制度内容の周知を十分図ることにより、制度理解の促進及び適正な運用に努めてまいります。

最後に5点目、地域おこし協力隊の農業分野への活用に関する御質問ですが、令和2年第2回幌延町議会定例会において、斎賀議員から、地域おこし協力隊員を新規就農に向けた農業支援員として活用してはどうかとの御質問を受け、他町の取組を参考に検討していきたいと答弁し、現在も担当課で検討し続けているところです。

業務内容の想定についてですが、地域おこし協力隊に、農業への支援目的を持たせた取組を進める市町村が多く、第一次産業関連では、農業のほか林業や、鳥獣外防止への支援に地域おこし協力隊を充てる市町村もあります。

酪農に対する新たな担い手確保対策については、幌延町酪農担い手育成センターが、体験実習や専門実習、長期実習を制度化し、実施しているほか、新規就農への移行時には、新規就農研修支援事業を行っており、地域おこし協力隊制度と制度を活用する場合は、枠組みを整理の上、進める必要があると考えております。

酪農以外の農業や畜産サービス業に対する担い手確保対策は、これまで未実施であることから、地域興し協力隊制度を活用するなど、今後も検討を進めたいと考えております。

また、任務終了後、移住定住については、採用時に就農計画や就業計画等の作成を義務づけ、毎年、計画の見直しや本人の意思確認等を行い、移住定住の実現に向けた支援が必要だと考えます。

教育長 木 澤 瑞 浩 君

斎賀議員の1問目、町政執行方針英語教育についての2点目と3点目の御質問にお答えいたします。

2点目の一般町民を対象とした事業の参加者数に関する御質問ですが、社会教育で実施している英会話教室の参加者は、平成29年度が2回開催で延べ15名、平成30年度が8回75名、平成31年度が10回69名、令和2年度が9回30名となっ

ております。

3点目の英語教育に慣れ親しんでもらうための幌延町ならではの行事等に関する御質問ですが、現在、学校教育では、2名のALTに加え、英語に特化した学習支援員の配置や、イングリッシュルーム開設と活用、社会教育では、英会話教室のほか、ほろのべ朝活プロジェクト読み聞かせでの英語活動など、年間を通して英語に慣れ親しんでもらうための特色ある活動を展開しております。

今後、例えばイングリッシュ・デイ・キャンプの開催など、学校教育、社会教育、一体となって英語に慣れ親しむための特色ある活動を企画実行していきたいと考えております。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

通告に沿っての回答いただきありがとうございます。

また何点か、引き続きちょっとお伺いしたいことがありますので、質問いたします。最初の英語教育ですね。幼児期から、最後の幌延町ならではの行事と何か行動体験を考えないかまで、お聞きしました。

小学校の教育科目の中に英語が昨年から入り、幌延町はそれ以前から、英語教育のほう、熱心に取り組んでこられたということが、この今の報告からもわかりました。

私はこの実績を踏まえて、今年ですね、コロナがなければもっとたくさんの町民の方がその行事、英語教室に参加して、もっと慣れ親しんでくれたんだろうなというふうに思っています。

そこのですね、この幼児期から中学生が英語検定を受けるきっかけも、チャンスとか、費用補助、行政のほうで見てくれています。この幼児から一般の町民の方が、1番最後になるんですけども、幌延町では慣れ親しんでもらうのに、先ほどの教育長の答弁の中で、今後はイングリッシュ・デイ・キャンプなんかをやりたいと。学校教育、社会教育一体となって英語に親しむチャンスをつくるというお話でした。この学校教育、社会教育の中にですね、地域も一体となって、っていう言葉を入れてほしいなど。せっかく自分たちが今英語教室、学校で習った英語を部屋の中ではなくて、実際に、外国人の方を町内にお招きして、町内の行事とか、町内の文化に親しんでもらうというきっかけも作っては、どうかなと思うんです。そこで初めて今までの英語、慣れ親しんで来た皆さんの実際に話せるんだという体験ができるのではないかと思います。どういうふうにお考えでしょうか。

教 育 長 木 澤 瑞 浩 君

まず学校教育、それから社会教育といった、社会教育の中に、地域全体という対象にということで考えておりますので御理解ください。

今、齋賀議員のおっしゃるのはもしかしたら、町民全体の交流事業的なことをおっしゃってるのかなと私は推測いたします。本町にもたくさんの外国の方が、いろいろな形で、就業等も含めまして入ってきておりますので、そのような方と交流をしたらどうかっていうことなのではないでしょうか。

(齋賀議員「はい」)

多分そのようなことだと考えて。現在ですね、小学校でやってる英語 de トライっていうのは、子どもたちが買物場面や道案内など、そういう場面を想定しながら、英

語で話せるような英語でコミュニケーションを図れるような学習を進めています。実際に協力してくださっているのは、管内の各市町村に派遣されているALTの方に来てもらっております。

実際にそのような方とネイティブな英会話をすることで、学習効果を高めているんですけども、そういうことをもう少し段階的に、例えば今5年生からやってるんですけども、5年生、6年生って、段階を経てやっていけば、子どもたち中学生になるまでにはある程度のコミュニケーション能力を図れる英語の質、能力が高められると思っておりますので、その辺がある程度落ちついたらば、今、斎賀議員がおっしゃるような交流的な事業も、地域に来ておられる外国人の方とできるのかなとも思っています。

結局目的は、そのような本町に来られてる方と交流を図れば、交流は英語を通してということで、コミュニケーション図ればよろしいかなと思っております。

ただイングリッシュ・デイ・キャンプっていうのは、日帰りで例えばALTに来ていただいて、その母国のゲームや生活習慣。また、国の様子などを教えてもらったりする内容で今後やっていけたらなということで、先ほど説明させていただきました。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

わかりました。

社会教育一体の中に地域という言葉も含まれているんだということを確認しました。

管内のALTさんじゃなくて道内、また本州にいる留学生とか、私そういうこと言ったんですよね。留学生とか呼んでですね、家庭に宿泊してもらうのもいいでしょう。英語、今習っている幼児から中学生、高校生でも、一般の方でもいいです。その方たちと幌延町内の観光施設を巡って案内する。また、日本の文化、幌延の文化を紹介するのもいいでしょう。そして、最後にその外国の方々に、幌延町の観光施設、観光名所を見てもらって、ここはこういうふうにしたら、もっと外国の方が来てくれる、良いんでないか。助言、アドバイスをいただいてもらうようなきっかけもうこの英語教育ができるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

教 育 長 木 澤 瑞 浩 君

そのとおりだと思います。

国際理解計画の中に、相手の国のことを知るということもありますし、母国日本のことを、特に幌延であれば、幌延地域のことを相手に知ってもらおうということで、交流していく。そういうことでの内容と押さえておりますので議員がおっしゃるとおり、そのような形になれば素晴らしいなと思っております。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

ありがとうございます。

また、またいろいろな、アイデアが町民の中にも、いっぱい持ってるかと思っておりますので、その英語教室から生まれる一つのアイデアがまたまちづくりに生かされるように、教育長にはまたリーダーシップを取って、よろしく願いしたいと思っております。

続いて、2件目について質問いたします。

地域おこし協力隊の農業分野の活用なんですけども、これは町長の答弁にあったとおり私が以前一般質問の中で取上げた件でありまして、早速、要望が取り入れられたことに、まずは御礼申し上げます。

先に補助制度、町内に対する定住移住促進住宅の条例等の話にちょっと戻ります。

町長の説明、答弁の中にあったように、この補助制度を利用する対象者は、本町の住民基本台帳に登録されている者が一つ、本町に居住しようとするものであることが2点目だというふうに、今お伺いしました。

先ほどの交付決定、この104件の中に、この本町の住民基本台帳に登録されているもの、つまり、もう家が古くなってしまったんでこの補助制度を利用して、更に幌延に安心安全に住めるようにして住んだ方が何人いるのか。または、この補助制度を利用して本町に居住しよう、他所から来てですね、幌延に住所を移して、公営住宅でもどこでもいいんで、そこに住んでただけで、こういう補助制度があるから、町の空き家、空き地制度を見つけたんでしょう。そういう方が何人、104件の中に含まれているのかを分かるようでしたら、教えてほしいと思います。

企画政策課長 角山隆一君

ただいまの御質問ですけれども、104件の内訳のうち、ほとんどの方が町内に既に住所を持っている方で、先ほど議員おっしゃったとおり、住替えであったり、社宅から出るとかっていうパターンが多い状況ではございますが、その中でも、中古住宅の取得で、町外から幌延に住居を移してってという方が、1割まではいない状況でありますけれども、数件ございます。正確な数字はちょっと持ち合わせておりませんが、状況としてはそのような内容になっています。

3 番 齋賀弘孝君

ということは、数件ある中古住宅取得に対しても補助金が出ますよね。その中古住宅取得に対する補助金もこの104件の中に入っていて、6,696万4千円の中に含まれてるよということでしょうか。

企画政策課長 角山隆一君

ちょっと補足で取得はですね、12件ありました。その内、数件が町外からの移住を伴っているという内容です。

3 番 齋賀弘孝君

数件でもね、104件の方々がこれを使ってきて、町内に新しく移住、来てくれたわけですから、大変な効果があったことと私は思います。今後もこれ、条件等の緩和を変えて、また補助制度の金額上げてでも、利用してもらったほうがいいと思います。

これは令和2年度までのことなんですけれども、このことについて町長は、2件が申請者の都合によって、交付決定後に申請を取消した事例があるという報告がありました。もう申請出てるんだから、町長まで行って、町長が取消しを確認したということなんです。それとも担当課まで行って、担当課で取消しが来たから、町長に取消しましたよということを報告されたんですか。だからどこまでなんです。

企画政策課長 角山隆一君

事務手続の内容なので私からお答えいたしますけれども、要件が変わる場合本人から届出の書類があります。それを受けて、決裁を受けて、交付決定を取り消すということなので、町長、当然この内容は、報告した上で取消しのプロセスを踏んでるということでございます。

3 番 齋 賀 弘 孝 君。

事務局サイドのお話だということだったんですけども、これは令和2年度のこのだって令和3年度についてお伺いします。

令和3年度についてもたくさんの方がこの制度を利用しようと思って、申請してると思うんですけども、この条件については、先ほど町長の答弁にあったように、定住の人口の増加を図るため、持家住宅の新築改修及び、先ほど出た中古住宅の取得です。要件、町内に住所を有する方または居住する方個人というふうにお話しされました。

令和3年度においても、問寒別地区から1件出てると思うんですよ。問寒別地区から1件出て、それは空き家でした。町では、空き家、空き店舗を有効に活用してくださいということでやっています。事務局方の指示から、最初は個人だったけども、団体名に変更して、今、お伺いを事務局に立ててるんですけども、これは問寒別地区の方々が問寒別地区のために、問寒別の人たちが手を合わせて建てるものです。まさにこれは地域コミュニティ形成事業の中にある、今必要な事、物を自らが整理し、そのために何が必要か。地域自ら考え行動するというふうに、地域コミュニティ形成事業の中で謳っているんで、こういうふう空き店舗を利用して、地域の方、グループ、団体の方が申請しても受付はしてもらえるんですか。

町 長 野々村 仁 君

先ほども、この規定の中でお話をしているとおり、幌延町に存在する方、住所を持って方、それなりにあることということと、そこにお住みになるということが限定になってるということが、住むということが基本になってございます。

個人の住宅ということで、持家として、こういう、個々の審査をするのであれば、そういう規定の中に入ってるということで、それに合致すれば、それはいいんじゃないかという気がします。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

その団体は、今は秘境駅ブームでありますから、都会からたくさんの方々が、入ってくる。その秘境駅に魅了された方々が、ぜひこの問寒別町内どっかで活躍の場、つまり地域コミュニティ形成事業で言うならば、中心となる自分たちの事務所というか、きちんとしたところが欲しいから、その団体はその話を聞いて、いいことじゃないかと。そういった都会の若者たち、そして、それに賛同する問寒別地域の方々がやる行動はね、町長。町長の町政執行方針の主要施策の中の移住定住の促進に、よい意味で、若者・ばか者・よそ者の力が必要だと言われてる、町長は書いてる。地域の変革や創造的破壊に必要な存在だと。昭和45年建てた建物、地域の団体が買って、秘境駅ブームで都会からやってきた若者たちがそこを事務所にして、今後やっていきたい、やっていこうかって考えてる中、地域の団体がまずはその人たちが、学生だから本当に来てくれるかどうかわかんないけども、それはおもしろそうじゃないか。その団体が地域のその団体のために、もしかしたら幌延に移住して来ようか考えてる人たちのために、まずは最低限必要な、その中古、もう45年に造った家だから、トイレも風呂も全然不便だから、そこぐらいを直してやろうということで、地域の人にいろいろ声をかける。それを知った周りの人が、そしたらそういうもし本当に来てくれるのは布

団が必要だよ。布団を私使っていないから布団を上げるよとか、大工仕事をするなら、おれが行ってちょっと釘の1本でも2本でも打ってやると。若いやつらと一緒に行動する。そういう人たちにも、そういう団体にも、やはりこういう定住移住補助事業というのは緩和してですね、補助というか、助成というかわかりませんが、そこら辺は今後考えていけないものかどうか伺います。

町 長 野々村 仁 君

まさしく今のこの奨励条例の中で、組み込むというのは大変難しいところがある。これはもう決まり事ですから、これを曲げてとか広めてとかっていう話にはならないと思います。

先ほどから言われている、そういう形で、私も執行方針でそういうお話をしているんだから、そういう形で今後いろんな検討すべきだという御指摘は、真摯に受け止めてさせていただきたいと思います。

どういう形をとれるかっていうのは、今後皆さんとまた協議をしながら決めていくんですけども、この持家住宅に関して、この形っていうのを急遽、この御意見があったから即、ここがひっくり返るといふ話にはなかなかならないのかと思います。また違う角度で、そういう必要なもの、必要な形がどうやって御支援できるか、その辺については、今後、皆様方の合意さえいただければ、そこ自体は、何とか新しい条例を制定するなり、どういう形を作るなりということ、考えていかなければ、今の形で、半分そういう形だったら商工業のほうが合ってるのかなあとか、いろんな形があるかと思うんです。そういうことも照らし合わせながら、どこの部署でどこの補助金を使うか。またしては、そこにも該当しないものであれば、どこかで何かをつくるのかということも含めて協議をしなければ、はいわかりましたという話にはなかなかならないのかなと。

今の形で、ここを一部いじるということよりどこのスタンスで、この補助事業に1番適してるかということ、まずは検討させていただきながら、そこからどういう形で御支援ができるか、その辺も含めて、担当我々とも御相談をしながら、もしくは、やれることがあるのであれば、また議員の皆さんと御相談をさせていただくということもあろうかと思ひます。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

いろいろ御意見伺いながらっていうことがあったんだけど、先ほど言ったように最低限でもその人たちにやってあげたいという思いから、水回りをやると合併浄化槽もやらんといけなくなる今の時代ですよ。合併浄化槽は合併浄化槽で申請する、持家の改修は改修でやる。住宅の改修、いろいろ条件があるかどうかかわかんないから、住宅の改修がうまくいけば、合併浄化槽も使って水もきれいに流したいよというんだけど、合併浄化槽は合併浄化槽で話が進んでいるんです。工事進めちゃう。

昨日の町政の執行方針の行政執行方針のペーパーの中にありました、7人槽と5人槽を使って、7人槽のほうに220万。使うかわかんない合併浄化層に220万使ってもう作っちゃった。けどその前に住宅改修は、まだいいよとか、悪いよとかって返事はない。横の上のほうも合併浄化槽と住宅改修ぐらいあるんだしたら、そっちのほうも連絡を取り合ってますね、やっていただきたいなど。

今後の反省というか、今後にいろいろ向けてそれを調整、連絡してほしいなというふうに思っています。どうでしょうか。

町 長 野々村 仁 君

その部分をどうしたかというところ、我々ももう少ししっかりと精査をさせていただきたいと思えます。そこは、そういう形で行ったとするのであれば、また、我々自治体としての監督不行き届きのところがあったのかもしれませんが、その辺はきちんと精査をさせていただきます。

その中でどういうことが一番よかったのか。申請したときにどういう話だったのか。そこに齟齬がなかったのか、その辺も含めて調べさせていただきたいと思えます。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

今後のためにですね、この住宅改修、地元の業者というんだから、これ動けば地元の業者も潤うわけで、また地域の人が地域のために必要だって言って、地域の人動いてるわけですから。そこら辺も組み入れて、いい方向に向くように今後、協議していただきたいし、また報告をいただきたいと思えます。

続いて、先ほど言いました、地域おこし協力隊。

これは質問の中にもありますように、第6次総合計画において、令和6年度目標に地域おこし協力の農業関係者延べ人数5人ってあるからって質問してるんですけども。第6次総合計画は第5次総合計画から引き継いでるから、第5次総合計画で出来なかったことが第6次総合計画にも行く。第5次総合計画の中には、生産農場を造るんでそこに10人程度の従業員入れれば、農家人口も増えていく。というふうになりました。

第5次から第6次の大きな目標というか、そういう達成出来なかったものは、第6次に移行しているんですか。それとも第5次は終わってもう第6次なんだから関係ないよ。第6次は新しく第6次でやるということによろしいんですか。つまり、第5次の制定、変更、廃止、それらがあっても、第6次には影響しないということによろしいんですか。

町 長 野々村 仁 君

第5次にあるものが突然消えたということだとすると、先ほども農協さんとの第6次の中でも、執行方針の中でも、農協さんと法人化の方策を進めますという、第5次には具体的に協議をしながら、数値化をしていった仇が大きかったのか、そこが中々まとまらなかったというところでもございます。

底辺には、第5次の部分をきちんと引き継いだ中で、そういう計画を盛り込んでいきたいという思いがあって、第6次の中で、それを盛り込んでるというふうにとり取っていただければと思えます。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

わかりました。

それではね、やっぱり第5次で10人程度の従業員募集という具体的な数字があって、今回は地域おこし農業分野で延べ人数5人程度とあるんだから、別の幌延基幹産業酪農だけで、っていう考えじゃなくて、酪農を支えている、例えば今出ましたけど、農協のコントラクターさんとか、問寒別地区CFTさんとか、農業、酪農に関するい

ろんな分野での農業人口増やす意味で、5人じゃなくて10人とか、もっと大きな数を目指にしてもいいんじゃないんですか。

104件の中で、僅か数件が幌延町に移住したというふうに、大きな数を目指にして、そこから1件でも2件でも幌延町に、農業という関係で、移住定住してもらおうというふうに、考えていこうではありませんか。どうでしょうか。

町 長 野々村 仁 君

私が就任してから、創生計画も始まり、いろいろ人口推計から、いろんな計画の中で、お前盛り過ぎだと怒られてきたので、今後はきちんと少しでも達成度の高い数値をとということで、第5次よりもはるかに絞った数をやって、実行に移したいという、その思いだけは変わらないと思っています。

しかしながら、今齋賀議員が言われたとおり、農業分野、第一次産業が搾乳だけをしていけば、一次産業だという気は私も到底ございません。畜産もあれば、生きた畑があるのであれば、畑であろうが、牧草収穫で収益を上げるなり、同じ一次産業の中でも、多産業的にいろんな角度で入ってくれる方がいけば、それはやっぱりどしどし入ってくるべきだと私自身思っています。

やはり、今の形からいけば、農業従事者の件数、または高齢化によって離農する数、この速度は一向に早まる一方ですから、このまま農家人口が減っていくことは、1人で、それぞれ御夫婦で、町に住んでおられる方よりも、一次産業に携わっている御家族で住んでおられる方の数のほうがはるかに人口数は多いわけです。そこが1件やめることによって、相当の人口減になってしまうということになりますので、1人でも多くの農業就農者に関連する仕事を、やはり就いてもらうことに努力をすることが、必須の課題だと私自身も考えておりますので、齋賀議員からも5人と言わず10人ぐらいとか、私もいつもそういう気で事を進めてきて、いつも怒られてきたんで、今回はぎゅっと絞って、実行可能な数字という形を取らせていただいたところでもあります。気持ち的には、一生懸命、そういう形になるように頑張りたいと思います。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

そうです。今町長の答弁中にあった1戸の中に、何人家族がいるか。1戸やめてしまえば、何人もの減ってしまうという話でした。

第5次では関係する農業者は、農業人口というか、人の数で表してたんですよ。第6次なれば今度は農家戸数で、表すようになってしまった。戸数にしても減るという残念な数字だし、この前の町長との議員との話し合いの中でも、今アンケートを農家とってみたら、10年後びっくりするような数字が出たという話を聞きました。

農協もちろん知ってるでしょう。もちろん農協が知ってはいけないことだと思うんです。これから10年後、これ農業農家をどうするのかね。幌延町農業をどうするのか。農協が先なのか、町長自治体が先なのかわかりませんが、関係課がですね。農協の担当と連絡をとりながら、農家戸数1戸でも減らさない、農家人口が1人でも減らないように、今回は今度、農業に関する地域おこし協力隊を導入し、幌延の農業は活性化していくようにお願いしたいと思います。

地域おこし協力隊という名前の農業分野ですから、今までどおりと同じような方法で募集して、ふるいにかけるというか、先行して幌延町に来てもらうんですか。やっ

ぱり希望者は1人でも多く取り入れたら、幌延の農業というものを知ってもらい良いきっかけになると思うんですが、そこら辺はどういうふうにお考えですか。

町 長 野々村 仁 君

やはり広く、今、本当に田園回帰なんていう、あちこちではやり文句の話をあまりしたくはないんですけども、やはり田舎をとということ自体で、目指してることは、以前よりは多くなったということでもあります。

酪農を関係で、やはり大変なこの仕事をするということですから、これもあれもという広げた分野ではなかなか、難しいんだろうと思ってます。

ですから、農業分野でサービス業務だ、それから牛をきちんと飼う、好きな人がいるのかとかという、幅を狭めた形をやっぱりきちんと募集要項の中で書くべきだと思ってますし、やっぱり斎賀委員がおっしゃったとおり、農業支援をしていただけるといふ形の募集をやっぱり目指していくことが1番就農するためにはいいのかなというそういう気持ちを持っています。その中で、サービスがいいのか。はたまた実際に自分で経営しながらやるのがいいのかということの中で、少しずつ面接の中で決めていかれる。

ただ、その支援員になって、実際に農家に入って、就労的に研修をしてもらうような形になるんだと思うんですけども、そういう状態を作ったときに、そこが終わってから担い手センターでございませぬって、我々が作った担い手センターにまた2年いなきやなんないということになると、これって大変な長いスタンスがかかるということ、先ほども答弁の中に入れてもらったんですけども、その辺をきちんと整理をして、どういう形でそういう形認定をしながら、就農にできるか。はたまた、そこから、その気持ちがあるんなら、即そっちの今の担い手センターのほうに移るのか。

その辺は担当で今一生懸命悩ましてるところです。頭を悩まして整備が出来たときに、募集をかけるというような形をさせていただきたいと思っておりますので、何かまたいい情報なり、アイデアがありましたら、お聞かせをいただければと思っております。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

わかりました。

今日はいろいろ町長と一般質問しまして、同じように地域を盛り上げていくために、地域の方々ができることを今最大限に、今は先ほど言ったように、空き家です。また、これからは今町長の言われた、農業の地域おこし協力隊に来てもらうために、今度地域の農業を利用して、幌延町がこれ以上、地域コミュニティ形成事業の中にあるように、限界集落だとか消滅集落にならないように、一人ひとりがそれぞれの役割の中で果たせるように、頑張っていきたいと思っておりますので、またこれからも連絡調整しながら、やっていくことをお願いしたいと思います。

それと最後に、先ほど言いました住宅改修なんですけども、その団体は、申請書を出したのは8月の下旬です。いまだにその申請団体の代表の所には補助金の申請、今回見送ります、良いですの返事がないので、やっぱり申請、きちんと団体が代表を出してるわけですが、代表のところ、それも認められません、認める。この返事をいただけたらと。その団体も、活動がしやすいと思います。その点も含めてよろしくお

願います。

以上質問を終わります。

議 長 高 橋 秀 之 君

これにて、3番、斎賀弘孝君の質問を終わります。

以上で、通告を受けた一般質問は、すべて終了しました。

ここで暫時休憩します。

休憩中に令和3年度幌延町各会計予算審査特別委員会を行います。

そのまま席でお待ち願います。

(1 1 時 2 0 分 休 憩)

(1 6 時 3 1 分 開 議)

休憩を解いて、会議を再開します。

日程第3 発議第1号「懸案事項促進要望のための議員派遣について」の件を議題とします。

お諮ります。

本町の懸案事項の促進、要望及び議員の研修会、各常任委員会等の調査・研究のため、本日より次期定例会までの間、本議会は必要と認められる事項・事案について、道内外の関係機関に議員を派遣することとしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本議会は、本日より次期定例会までの間、本町の懸案事項の促進、要望及び議員の研修会、各常任委員会等の調査・研究のため、道内外の関係機関に議員を派遣することに決定いたしました。

お諮りします。

派遣する議員については、案件を勘案し、その都度議長において指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって派遣する議員は、議長において指名することに決定しました。

日程第5 発議第2号「閉会中の継続調査について」の件を議題とします。

令和3年3月2日付けをもって、まちづくり常任委員長及び情報推進常任委員長から所管事務について、議会運営委員長から所掌事務について、それぞれ別紙のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

(1 6 時 3 3 分 休 憩)

(1 6 時 3 4 分 開 議)

休憩を解いて、会議を再開します。

追加日程第5 報告第1号「令和3年度幌延町各会計予算審査結果報告について」並びに議案第22号「令和3年度幌延町一般会計予算」から議案第28号「令和3年度幌延町下水道事業特別会計予算」までの7件を議題とします。

本件は、本定例会初日において、令和3年度幌延町各会計予算審査特別委員会に付託した案件であります。

報告第1号について、委員長からの報告を求めます。

令和3年度幌延町各会計予算審査特別委員長 齋 賀 弘 孝 君

令和3年度幌延町各会計予算審査結果報告について。

令和3年度幌延町各会計予算審査特別委員会における審査経過と結果についてご報告申し上げます。

令和3年度幌延町各会計予算審査につきましては、3月10日に特別委員会が設置されるとともに付託されました。

同日、委員長及び副委員長が互選され、その後、各会計の審査を行いました。

各会計の審査につきましては、議案第22号「幌延町一般会計予算」歳出第2款までを行い、延会したところであります。

翌3月11日に会議を再開し、議案第22号「幌延町一般会計予算」歳出の第3款から議案第28号「幌延町下水道事業特別会計予算」までを審査して終了し、特別委員会を閉会としております。

審査は、各会計の詳細な質疑により、施策方針の確認等を行うと共に慎重審議がされたものと考えております。

審査の結果につきましては、お手元に配布されました審査結果報告書のとおりであり、議案第22号から議案28号までの7件は、いずれも、全会一致で、原案のとおり可決されております。

以上、予算審査特別委員会の審査結果報告といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

ただいまの委員長の報告は、原案のとおり可決とするものであります。

お諮りします。

令和3年度幌延町各会計予算については、議員全員で構成する特別委員会において慎重審議しておりますので、質疑及び討論を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、質疑及び討論を省略することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第22号から議案第28号までの7件は、委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、

議案第22号「令和3年度幌延町一般会計予算」

議案第23号「令和3年度幌延町国民健康保険特別会計予算」

議案第24号「令和3年度幌延町国民健康保険診療所特別会計予算」

議案第25号「令和3年度幌延町後期高齢者医療特別会計予算」

議案第26号「令和3年度幌延町介護保険特別会計予算」

議案第27号「令和3年度幌延町簡易水道事業特別会計予算」

議案第28号「令和3年度幌延町下水道事業特別会計予算」

の7件は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は、全て終了しました。

会議規則第7条の規定に基づき、本日で閉会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

ご苦労様でした。

(16時49分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長 高橋秀之

署名議員 4 番 植村 敦

署名議員 5 番 無量谷 隆

以上、記録する。

主 事 満保希来